

令和6年能登半島地震兵庫県義援金募集委員会 設置要綱

1 目的

この要綱は、令和6年1月1日に発生した能登半島における地震による被災者等を支援するため義援金を募集し、被災地方団体又は被災地方団体義援金配分委員会に寄贈することを目的として定める。

2 委員会の設置

前項の目的を達成するため「令和6年能登半島地震兵庫県義援金募集委員会」（以下「募集委員会」という。）を設置（所在地：神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県危機管理部総務課内））する。

3 構成

- (1) 募集委員会は次の団体により構成する。
兵庫県、兵庫県議会
兵庫県市長会、兵庫県市議会議長会、兵庫県町村会、兵庫県町議会議長会、
日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県共同募金会、兵庫県社会福祉協議会、
神戸新聞厚生事業団、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、
株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン（計14団体・順不同）
- (2) 募集委員会の委員は、各構成団体の長をもって構成する。
- (3) 募集委員会が特に必要と認めたときは、構成団体を追加することができる。

4 会長

- (1) 募集委員会に会長を置く。
- (2) 会長は兵庫県知事をもって充てる。
- (3) 会長は募集委員会を招集するとともに、募集委員会を統括する。

5 監事

- (1) 募集委員会に監事2名を置く。
- (2) 監事は、委員会において、委員の中から選任する。
- (3) 監事は、募集委員会の会計を監査する。

6 所掌事務

募集委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- ア 募集委員会設置要綱、募集委員会事務局運営要領及び義援金募集要領の制定及び改廃に関すること。
- イ 義援金の寄贈に関すること
- ウ その他義援金に関する必要な事項

7 会 議

- (1) 募集委員会は委員の3分の1以上の出席をもって成立する。
ただし、委員が出席できない場合は、その委任する者の出席をもって代えることができる。
- (2) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (3) 会長において、会議を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回りにより決議することができる。

8 協賛団体

県内の各種団体、企業等に募集委員会の設立趣旨を広く呼びかけ、賛同を得た団体等を、協賛団体として位置付ける。

9 事 務 局

募集委員会の事務を処理するため、兵庫県危機管理部総務課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）に事務局を置く。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は令和6年1月4日から施行する。